

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

1 一般債権の貸倒見積高の算定方法

当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度末の貸倒実績率等の合理的な基準を使用して一般債権の貸倒見積高を算定しております。

2 棚卸資産の評価方法

当第1四半期連結会計期間末の棚卸高については、実地棚卸を省略し前連結会計年度末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。

また、棚卸資産の簿価切り下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切り下げを行う方法によっております。

3 経過勘定項目の算定方法

合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。

4 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境及び一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年6月30日)
※1 たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。	※1 たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。
製品 3,619 千円	製品 4,388 千円
仕掛品 1,020 千円	貯蔵品 41 千円
貯蔵品 61 千円	

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要なものは以下のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要なものは以下のとおりであります。
役員報酬 17,420 千円	役員報酬 14,790 千円
給与諸手当・賞与 39,871 千円	給与諸手当・賞与 30,617 千円
新聞輸送費 31,313 千円	新聞輸送費 27,486 千円
地代家賃 6,938 千円	地代家賃 6,724 千円
支払手数料 6,234 千円	支払手数料 8,244 千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成20年9月30日現在)	(平成21年9月30日現在)
現金及び預金 522,018 千円	現金及び預金 400,502 千円
現金及び現金同等物 522,018 千円	現金及び現金同等物 400,502 千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	9,745

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	813

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	59	—
合計		59	—

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年9月28日 定時株主総会	普通株式	2,768	310	平成21年6月30日	平成21年9月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	金融証券市場 ニュース及び 投資支援アプリ ケーションの 提供事業 (千円)	新聞及び 広告事業 (千円)	ファイナンシ ャル・アドバ イザリー事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	156,939	113,223	—	13,807	283,970	—	283,970
(2) セグメント 間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	156,939	113,223	—	13,807	283,970	—	283,970
営業利益又は 営業損失(△)	83,944	△40,632	△20,075	△4,578	18,657	△29,850	△11,192

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分の主な業務内容

- (1) 金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業 …… 連結子会社である株式会社日本証券新聞社における株価や出来高等の市場データと検索エンジンやチャート等を組み合わせて、投資を行う際のサポートとなるソフトウェア(中級・上級投資家向けサービス、一般投資家向けサービス、外国為替証拠金取引事業者向けサービス及び証券会社・銀行営業職員等向けサービスに分類)の提供。
- (2) 新聞及び広告事業 …… 連結子会社である株式会社日本証券新聞社における新聞販売、新聞紙面の広告及びインターネット広告。
- (3) ファイナンシャル・アドバイザー事業 …… 連結子会社であるドリームバイザー・ファイナンシャル株式会社における、企業のファイナンスに関するコンサルティング、M&Aに関するアドバイザー業務等。
- (4) その他の事業 …… 連結子会社である株式会社日本証券新聞社における証券・投資に関する書籍の出版、投資セミナー等のイベント主催及び動画コンテンツの制作、提供等。

3 前連結会計年度までは、提出会社において金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業を行い、提出会社の管理部門の費用を、当該セグメントに含めておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、提出会社が各子会社の経営管理機能のみを有する持株会社へ移行したことに伴い、提出会社の管理部門に係る費用は、いずれのセグメントにも属さない全社として認識し、消去又は全社の項目に含めております。これにより、従来の方法に比べ、金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業においては、営業費用が30,493千円減少し、同額営業利益が増加しております。

4 当第1四半期連結会計期間より、連結子会社であるドリームバイザー・ファイナンシャル株式会社において開始した事業を「ファイナンシャル・アドバイザー事業」として区分しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	金融証券市場 ニュース及び 投資支援アプリ ケーション の提供事業 (千円)	新聞及び 広告事業 (千円)	F X事業及び C F D事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	112,327	97,552	168	9,051	219,099	—	219,099
(2) セグメント 間の内部売上 高又は振替高	55	142	—	228	425	△425	—
計	112,382	97,694	168	9,280	219,525	△425	219,099
営業利益又は 営業損失(△)	43,081	△24,015	△18,838	△3,311	△3,084	△31,025	△34,110

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分の主な業務内容

- (1) 金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業 …… 連結子会社である株式会社日本証券新聞社における株価や出来高等の市場データと検索エンジンやチャート等を組み合わせて、投資を行う際のサポートとなるソフトウェア(中級・上級投資家向けサービス、一般投資家向けサービス、外国為替証拠金取引事業者向けサービス及び証券会社・銀行営業職員等向けサービスに分類)の提供。
- (2) 新聞及び広告事業 …… 連結子会社である株式会社日本証券新聞社における新聞販売、新聞紙面の広告及びインターネット広告。
- (3) F X事業及びC F D事業 …… 連結子会社であるドリームバイザー・ファイナンシャル株式会社における、F X(外国為替保証金取引)事業及びC F D(差金決済取引)事業。
- (4) その他の事業 …… 連結子会社である株式会社日本証券新聞社における証券・投資に関する書籍の出版、投資セミナー等のイベント主催及び動画コンテンツの制作、提供等。

3 各子会社の経営管理機能のみ有する持株会社である提出会社の管理部門に係る費用(31,745千円)は、消去又は全社の項目に含めております。

4 前連結会計年度において区分表示しておりました「ファイナンシャル・アドバイザー事業」は、当該事業を休止しているため、当連結会計年度より記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

在外子会社及び重要な在外支社がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

在外子会社及び重要な在外支社がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年6月30日)
64,744.44 円	68,645.42 円

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	578,297	613,140
普通株式に係る純資産額(千円)	578,297	613,140
普通株式の発行済株式総数(株)	9,745	9,745
普通株式の自己株式(株)	813	813
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	8,932	8,932

2 1株当たり四半期純損失

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失 1,334.66 円	1株当たり四半期純損失 3,590.98 円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	12,104	32,074
普通株式に係る四半期純損失(千円)	12,104	32,074
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	9,069	8,932

(重要な後発事象)

前第1四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)										
<p>(自己株式の取得に関する決議)</p> <p>当社は平成20年10月28日開催の当社取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを、下記のとおり決議いたしました。</p> <p>1. 自己株式の取得を行う理由</p> <p>機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式を取得するものであります。</p> <p>2. 取得の内容</p> <table><tr><td>取得する株式の種類</td><td>当社普通株式</td></tr><tr><td>取得する株式の総額</td><td>435株 (上限)</td></tr><tr><td>株式の取得価額の総額</td><td>3千万円 (上限)</td></tr><tr><td>自己株式取得の日程</td><td>自 平成20年11月17日 至 平成21年5月31日</td></tr><tr><td>取得方法</td><td>東京証券取引所における 市場買付</td></tr></table>	取得する株式の種類	当社普通株式	取得する株式の総額	435株 (上限)	株式の取得価額の総額	3千万円 (上限)	自己株式取得の日程	自 平成20年11月17日 至 平成21年5月31日	取得方法	東京証券取引所における 市場買付	
取得する株式の種類	当社普通株式										
取得する株式の総額	435株 (上限)										
株式の取得価額の総額	3千万円 (上限)										
自己株式取得の日程	自 平成20年11月17日 至 平成21年5月31日										
取得方法	東京証券取引所における 市場買付										

(リース取引関係)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引がありますが、金額的重要性に乏しいため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月11日

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 助 川 正 文 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金 本 光 博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているドリームバイザー・ホールディングス株式会社の平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 助 川 正 文 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北 山 千 里 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているドリームバイザー・ホールディングス株式会社の平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。